

## 第 2 回小浜市農業委員会議事録 (縦覧用)

と き 令和 2 年 7 月 2 8 日 (火) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

3 番 東清俊	7 番 福永吉孝	

遅刻委員


出席事務局 阪本事務局長、的場 G L、大和、奥村、

令和 2 年 7 月 2 8 日（火）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 2 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 現況証明申請について
- 議案第 5 号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 6 号 特定農地貸付けの承認申請について

【議長】 皆さんこんにちは。ご案内のお時間になりましたので、ただいまから第2回小浜市農業委員会を開催させていただきます。それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として4番 和田委員、5番 松尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、1番 赤尾委員、2番 松井委員でした。それでは、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をさせていただきます。全部で4件ございます。まず、1番と2番を説明させていただきます。1番と2番につきましては譲渡人並びに譲受人が兄弟でして、兄弟同士で農地を交換して所有権移転による農地の集約を進めたいという事で申請がされております。それでは説明させていただきます。番号1、申請内容、所有権移転。申請者、譲渡人、小浜市〇〇、〇〇。譲受人、小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在・地番、〇〇。地目は登記、田、現況、田。面積が992㎡。権利を設定しまたは移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転する。譲受人の営農状況ですけれども、自作地が23,268㎡ございます。作付、作物は水稻。労働力の確保は2名。機械所有等状況につきましては田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台。解除条件はございません。2枚おめくりください。番号1の調査書となつてございます。こちら第2項第1号から第7号につきましては全て該当しないとなつてございます。第2項第5号、下限面積でございませけれども譲受人が耕作の事業に供すべき農地は〇〇地区の下限面積40aを超えております。2枚お戻りください。続きまして、番号2、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、小浜市〇〇、〇〇。譲受人、小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇。地目は登記、田、現況、田。面積が992㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転する。譲受人の営農状況ですが自作地15,707㎡、貸付地4,025㎡。作付作物は水稻。労働力の確保としまして2名。機械等の所有状況でございませが田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台。解除条件はございません。3枚お捲りください。番号2の調査書となつてございます。第2項第1号から第7号につきましては、全て該当しないとなつております。第2項第5号下限面積についてですが譲受人が耕作の事業に供すべき農地は〇〇地区の下限面積40aを超えるということでございます。議案へお戻りください。番号3、申請内容は所有権移転。譲渡人、小浜市〇〇、〇〇、譲受人、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇、〇〇、〇〇。地目はそれぞれ登記、田、現況、田、並びに登記、畑、現況、畑。面積はそれぞれ687㎡、667㎡、274㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転する。譲受人の営

農状況でございますが、現在農地は持っておられません。作付作物は野菜。労働力の確保としまして3名ということで譲受人3名が共同して耕作をするということになってございます。解除条件はありません。又、備考としまして空き家に付随した農地ということで先月の農業委員会にてこちらの〇〇の3筆ですね、〇〇、〇〇、〇〇につきましては空き家に付随した農地ということで下限面積1aに指定された農地となっております。4枚お捲りください。番号3の調査書となっております。こちら第2項第1号から第7号につきまして全て該当しないとなっております。第2項第5号下限面積ですが譲受人が耕作の事業に供すべき農地は空き家に付随した農地1aを越えております。議案に踊りください。番号4、申請者、譲渡人、小浜市〇〇、〇〇。譲受人、小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇。地目は登記、田、現況、田。面積が293㎡の内262㎡。権利を設定しまた移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第速やかに権利を設定し、移転する。譲受人の営農状況ですが自作地、7,776㎡、貸付地、17,929㎡。作付作物は水稻。労働力の確保としまして1名、機械等の所有状況につきまして田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台。解除条件はございません。こちらにつきましては同じ筆でのちほど出てきます現況証明申請がございまして、現況証明申請でない残りの農地を隣に住んでおられる〇〇さんに譲り渡すものでございます。4枚お捲りください。番号4の調査書となっております。第2項第1号から第7号につきましては全て該当しないとなっております。第2項第5号下限面積についてですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は〇〇地区の下限面積50aを超えております。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【2番委員】はい、ご苦労さまでございます。昨日、赤尾委員と事務局の方で現地調査に行っていましたので、報告をさせていただきます。3条申請、4件ございます。ただいま説明にありましたNo.1、2は関連していますので一緒に説明させていただきます。場所は〇〇、〇〇を入れて一番奥、〇〇へ出るちょっと手前の右側の水田でございます。これにつきましては先ほど説明にありましたが兄弟同士の交換ということで作業がしやすいということで交換に至ったそうです。〇〇さんの田んぼが手前の方にあったんですがそれと交換、先ほどの水田とこの水田と1枚耕作していない田んぼがありまして、その横の水田との交換ということです。この横の地面も〇〇さんの地面ということで、これが1町になっているということで、こっちを変更して1町にしたということでございます。兄弟同士の交換ということで作業しやすいということでしたそうでございます。現在はどちらも耕作されておりますし特に問題は無いと思います。続きまして3番目、〇〇区へ入りまして一番、口の方になりますね。空き家に付随した農地ということで先月出ておりました。これが空き家です。かなり大きい

空き家です。その横手の地面と裏側の地面そして後ろの地面ですね。今は梅の木とか柿の木とか植わってかなり草が生えた状態、一部サツマイモが植えてあったようなところもあるんですが、かなり広い1,628㎡、この空き家を中心にぐるっと、ここが草が生えたような状態で空き家に付随した農地ということで、また畑等耕作していただければ綺麗になるので問題はないのではないかと判断させていただきました。続きまして4番目、これも今の、空き家はちょうどここになるんです。今の建物の空き家がここ、その地面の前にあたります。〇〇さんのお宅がこのお宅。今度、〇〇さんがこの地面をするということで、これも今見たとおり、草も大変生えて荒地になったような状態でございます。これについても特に問題はないのではないかと思います。この建物については、後から現況証明で出てくるということでございます。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは何かご質問等ございませんか。

【5番委員】3番の申請についてなんですけど、個人情報にも関わると思うんですが教えることが出来たら教えていただきたいんですが、この譲受人の3名というのはご家族、というか労働力というのはこの3名なのかなと思うんですが、おいくつぐらいの方なのかなというのをちょっと知りたいなと思ひまして。

【事務局】はい、皆さん兄弟でして、〇〇の方から移り住まわれまして、3名の内の二人の方が障害があるということで3人で共同で農地を耕作して管理していきたいという風なことで伺っております。そういうことから3名でやっていくということでここは敢えて3名で申請されております。

【5番委員】はい、ありがとうございます。

【議長】他に何かございませんか。ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして、『議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。1件ございます。申請者は小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、地目は登記、現況ともに田です。面積は777㎡。利用状況は不耕作。10a当りの収穫高はありません。土地利用等関係法令表示については都市計画区域外、農業振興地域内農用区域外。転用目的は土砂置場の整備。事業または施設の概要については土砂置場です。こちらは申請地の近くに事務所を構えます〇〇が、工事で発生する建設残土を搬入するために、土砂置場とするものです。土砂置場とした後、作土を入れて畑にする計画であるために一時転用とな

っております。農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他2種農地に該当すると考えております。また、一時転用であるため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【2番委員】4条申請、1件ございます。場所につきましては〇〇の〇〇でございます。〇〇の真ん中の道がこれですね、小学校の少し手前です。地面はこの地面ですが、隣が〇〇の土砂置場になっております。その横の農地でございます。落差が2m～3mございます。そこを土砂で埋めて最後に作土を入れて農地に戻すということで一時転用ということでした。この際に水路が流れてるんですがこの地面に関してもヒューム管が入っているようですので、恐らくまたここにヒューム管なり水路を入れるんじゃないかと思っております。周りにつきましては耕作されていない田んぼばかりでございました。それで問題はないのではないかと判断させていただきました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。何か質問等ございませんか。

【5番委員】ひとつだけ教えてください。この次に現況平面図という計画平面図がついているんですけど、これどこから土入れられるつもりでおられるんですかね。隣の〇〇さんの方から入れるつもりでおられるんでしょうか。

【事務局】〇〇に確認しましたところ、〇〇の土地を造成した工事のときにもう既に土砂が発生しておりまして、それを現在、〇〇にあります借りている土地に仮置きをしているとのことでした。その〇〇の仮置きしている土砂をこちらに移動させる予定でいるということでした。以上です。

【5番委員】搬入はどこからするつもりで。

【事務局】搬入は、県道がございまして写真で見ますと結構段差がありましてガードレールもありますので、後ろの農道か市道か分からないんですが、後ろの方に回りまして昇降路をつけましてそこから土砂を搬入していくというような計画でございます。大体、土砂の盛り高としますと2mぐらいで計画しているということでございます。

【5番委員】ありがとうございます。

【議長】ちょっと、ひとつだけ、横の〇〇さんが使っているところは転用は済んでるんですか。

【事務局】農地ではありません。

【議長】農地ではない。ここは通れるんや。

【事務局】こういうようなV型ののりが出来るもので、こっちの〇〇さんからの通り抜けというのは考えられない。

【議長】はい、よろしいですか。それではご意見ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして、『議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。1件ございます。申請者、譲渡人、小浜市〇〇、〇〇。譲受人、〇〇、〇〇、〇〇、それぞれ持分が2分の1となっております。申請土地の表示について、所在地番は〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は91㎡。利用状況は不耕作。10a当りの収穫高はありません。農地利用等関係法令表示については都市計画区域内、第1種住居地域、農業振興地域外。転用目的は住宅建築。事業または施設の概要については住宅1棟となっております。こちらは隣接する宅地とあわせて、住宅を建築するものです。この申請地には主にカーポートを建築しまして、残りは庭になる計画です。都市計画法の用途地域内、第1種住居地域でありまして、第3種農地に該当するため、転用可能と考えております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【2番委員】5条申請、1件ございます。場所につきましては〇〇です。西の方へ向かって〇〇の通りへ入りまして、〇〇を左折して少し入ったところの右側でございます。周りはずっと住宅街になっております。住宅街の一部、この間ですね。ここに住宅1棟を建築するという事で特に問題はないと判断させていただきました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第4号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第4号現況証明申請について、ご説明申し上げます。1件ございます。申請者は小浜市〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇。地目は登記簿が田、現況は非農地です。面積は293㎡の内31㎡。証明を必要とする理由は平成11年に申請者の父親がトイレを建築し、隣接する居宅とともに現在まで宅地として利用してきました。今回、所有権移転のため、現況にあった地目に変更したい、との事で

す。こちらは先ほどの3条申請の番号4と同じ筆の一部です。分筆登記をした上で、3条申請の番号3の〇〇さんに、家屋とあわせて所有権移転をするとのこと。申請地は、税務課の建物評価証明で20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【2番委員】はい、現況証明1件でございます。場所につきましては先ほどの〇〇、空き家のところでございます。先ほども出てきましたが、空き家はここの前になります。そのトイレでして、20年以上経過しているということで、特に問題はないのではないかと判断いたしました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それでは意見がないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第4号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして、『議案第5号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第5号について説明申し上げます。小浜市農業振興地域整備計画の変更を県へ申し出たいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規程により、小浜市農業委員会の意見を求めます。1件ございます。変更場所は小浜市〇〇。面積は田1筆、1,077㎡の内514㎡。土地の所有者は小浜市〇〇、〇〇。除外理由は会社敷地拡張。資材置場の整備。事業計画者は小浜市〇〇、〇〇、〇〇。こちらは〇〇の事業拡大に伴いまして、商品である建材の保管場所が不足していることから今回の申請地に資材置場を整備するため農用地区域からの除外を求めるものです。隣接地については昨年、令和元年の6月に農振除外が決定し、7月に倉庫及び駐車場整備を目的とする5条許可、そして本年3月に工事完了届が提出されています。特定土地改良事業等の施行にかかる区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存施設の拡張であり、既存敷地面積の2分の1を越えないため、転用は可能であると考えます。また、周辺農地への影響はなく集落の合意も得ていることから除外は止むを得ないと考えております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】 それではご意見ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】 はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第5号 小浜市農業振興地域整備計画の変更について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。続きまして、『議案第6号 特定農地貸付けの承認申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】 議案第6号特定農地貸付けの承認申請について、ということで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく特定農地貸付けについて、下記の者が申請しているので承認を求め、ということでございます。資料につきましてはお手元の方に4種類置かせていただきました。まず、場所についてですけど、写真の方見ていただけますでしょうか。こちらの方は〇〇にて〇〇が新たに市民農園を特定農地貸付法という法律に基づいて開設することにあたりまして、農業委員会の承認を得るというものでございます。場所につきましては地図にございますように、〇〇の集落の方に入らせていただきまして、〇〇の横になります。〇〇のすぐ横の田んぼにつきましては田んぼアートをされている農地としてその隣の農地3筆を市民農園にするというものでございます。地図の資料の2枚目見ていただけますと、農地の利用計画図が書いてございます。こちらの方ですね、今回、1区画15㎡の区画を20区画、20区画、15区画ということで55区画を農地の半分に設置しまして、奥の方につきましては次年度以降、増設区画として置いておくということで、今年度につきましてはここに花等を植えるということで話しを伺っております。今、計画の方は説明させていただいたんですけど、特定農地貸付に仕組みについてご説明をさせていただきます。2枚目の資料になります。こちらの方で1、2、3とございますけれども、今回開設する場所につきましては、〇〇が持っている農地ではなくて、他の地権者さんがおられる農地を借りて農園を開設するというので、3番、農地を借りて開設するものというパターンになります。このところで開設者と農業委員会ということで、開設者から貸付協定という協定書、貸付協定並びに貸付規定こちらの方を農業委員会に申請する形で開設者から提出されておりましたこちらの協定を特定農地貸付法によって農業委員会で承認するということになってございます。この図面の下に書いてございますけど、貸付規定と貸付協定こちらについては特定貸付にかかる農地の所在の他、利用者の募集や選考の方法、貸付の期間、農地の適切な利用を確保するための方法等については記載されておりますし、貸付協定につきましては承認の取り消し等による廃園後の農地の適切な農地を確保するための方法であるとか農地の管理方法等を定める協定を締結するというので、この市民農園の開設によって周囲の農業に影響がないか、また市民農園を借りられる方、その方が例えば耕作しないで耕作放棄になった場合とかそういった場合の対処

方法とか、そういったものを協定に明記しまして、そういった放棄された場合にはきちんと対処できるように協定で明記することで農業委員会で問題ないかを見ていただきまして承認をしていただくというようなことになっています。こちらの特定農地貸付による市民農園の開設ですけれども、この法律に基づく場合は、2枚目の資料ですね表が書いてあって、今回真ん中に該当するんですけど、そこにメリットのところの一つ目に農地法の権利移動の許可等が不要ということで、本来は開設者の〇〇であるとかあるいは利用者ですね、農地を利用するということで利用権の設定が通常ですというんですけど、この特定農地貸付法による市民農園の開設の場合につきましては、協定を市と開設者で結ぶことで農地法の申請はいらないということになってございます。こちらの方ですね、協定と規程を農業委員会の方で承認していただきたいということで、説明の方は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【議長】これは初めてかいな。

【事務局】そうですね、今、〇〇の〇〇に市民農園がありまして、それが今から7年ほど前ですね、同じように特定農地貸付法によって農業委員会で承認されまして開設されています。同じような形で〇〇に開設するというので。この開設につきましては9月に開設をしたいということで伺っております。この農地ですね、中間管理権が設定されているんですけど、8月の中旬を目処に中間管理権解約しまして、今回この協定案と貸付規定が承認されましたら、〇〇と市の方で協定を締結するという流れで進めたいと考えています。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは何かご質問等ございませんか。

【9番委員】これ、地方公共団体と開設者との貸付協定はここに指摘されておるんやけど、開設と利用者の協定って何かあるんですか。

【事務局】開設者と利用者の協定は何もなくて貸付規定によって開設者と利用者のルールを定めているような形になります。そこについても農地法の申請はいらないということになります。

【9番委員】了解しました。

【議長】他にございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第6号 特定農地貸付けの承認申請について』は、原案どおり承認とさせていただきます。これですべての議案を終了いたしました。

それでは以上をもちまして、第2回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

---

署名委員

---

---